

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 1 政策等の題名 「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」改正案
- 2 案の公表の日 平成28年4月11日
- 3 意見提出期間 平成28年4月11日から平成28年5月10日まで
(30日間)
- 4 意見提出実績 総数1件(個人のみ)
区ホームページ 1件

5 お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

ご意見の概要	区の考え方
マイナンバー制度の廃止をめざしており、利用拡大にも反対している。かつて杉並区は住基ネットに反対し、裁判まで起こした。マイナンバー制度の危険性は、住基ネットの比ではない。安易に独自利用を進めないでほしい。	マイナンバー制度では、制度・システム両面で様々な安全管理措置を講じています。マイナンバーの利用範囲や機関の間の情報連携の範囲を法律で制限するとともに、マイナンバーのみでは手続きができないようにしています。また、情報の分散管理やシステムへのアクセス制御、通信の暗号化などが行われます。区では、法律で定められた特定個人情報保護評価を実施するなど個人情報の保護に万全を期し、一層の区民の利便性向上と行政事務の効率化を図ります。

6 政策等の修正について

お寄せいただいたご意見に基づく修正は、ありません。

7 問合せ先

情報政策課情報公開係

電話 03-3312-2111